輸入割当てを受けるべき貨物の品目、輸入の承認を受けるべき貨物の原産地又は船積地域その他貨物の輸入について必要な事項の公表」(昭和４１年通商産業省告示第１７０号）の一部改正案に対する意見募集の結果について（特定の原産国等からの輸入に関する事前確認の対象の変更）

令和７年１１月６日
経　済　産　業　省
貿易経済安全保障局
貿　易　管　理　課

令和７年９月４日付けで「輸入割当てを受けるべき貨物の品目、輸入の承認を受けるべき貨物の原産地又は船積地域その他貨物の輸入について必要な事項の公表」の一部改正案に対する意見募集を行いました。

この結果、寄せられた御意見はございませんでした。

今後とも経済産業行政に御協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

１．意見公募の実施方法

（１）募集期間：令和７年９月４日（木）～令和７年１０月６日（月）

（２）告知方法：電子政府の総合窓口（e-Gov）に掲載

（３）意見提出方法：電子政府の総合窓口「e-Gov」の意見提出フォーム、電子メール及び郵送

２．意見募集の結果

０件